

議案第 1 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市政策評価審査委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市公共 施設マネジ メント推進 委員会	公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用に関する方針の策定、当該方針に基づく取組その他公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	7 人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	2 年
--------------------------------	--	-----------	---------------------	-----

別表第1 川崎市福祉有償運送運営協議会の項の次に次の1項を加える。

川崎市高齢 者外出支援	高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の	6 人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱 され、
----------------	--------------------------	-----------	----------------------	-----------

乗車事業利 用管理シス テム等構築 事業者選定 委員会	構築を行う民間事業者の選 定に関して調査審議するこ と。		又は 任命 され た日 から 令和 4年 3月 31 日ま で
---	------------------------------------	--	---

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

公共施設マネジメント推進委員会及び高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会を設置するため、この条例を制定するものである。